

### 【事業名】

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した町民・事業者向け支援事業一覧

### 【実施事業一覧】

ほっとらいふ給付事業対象者の方への燃料代上乗せ

### 【目的】

物価高騰の影響に伴う低所得者世帯、高齢者世帯およびひとり親世帯等への支援として、「標茶町ほっとらいふ」事業の支給対象世帯に対し、冬季間の燃料代を上乗せすることにより生活支援および生活の安定を図ることを目的としています。

### 【対象となる方】

下表のいずれかに該当する世帯で、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の7割または、5割減額対象となる世帯と認められ、「標茶町ほっとらいふ制度」の支給を受けている方

世帯	詳細
高齢世帯	65歳以上の高齢者世帯、65歳以上の高齢者と満18歳未満の者（未就業者）で構成されている世帯
身体障がい者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が世帯主として生計を維持している世帯
ひとり親世帯	配偶者のいない女子等で、満18歳未満の児童を養育している世帯
低所得世帯	上記以外の世帯

### 【給付金額】

10,000円（1世帯につき、1回限り）

### 【申請方法】

① 8月期の支給対象世帯については、改めての申請は不要です。

（12月期の支給時に給付いたします。）

② 未申請の方は、申請書の提出が必要です。

口座番号のわかるもの（預金通帳、キャッシュカードなど）を持参のうえ、保健福祉課社会福祉係（⑤番窓口）で申請をお願いします。